

第4章 施策の展開

施策１ こども・若者の権利を守るための環境づくり

現状と課題

こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な法律として令和５年４月に「こども基本法」が施行されました。さらに、同年１２月にはこども施策を実効性のあるものとするための「こども大綱」が閣議決定され、常にこどもや若者の最善の利益を第一に考えた「こどもまんなか社会」の実現に向けて国全体で進むべき方向性が示されました。

「こどもまんなか社会」の実現のためには、社会全体でこどもの権利に関する理解の促進を図るとともに、こどもや若者、子育て当事者等の視点を尊重し、意見を取り入れながら、支え、後押しする社会をつくっていく必要があります。

こども・若者調査では、市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聞いてもらえているかについて、『聞いてもらえている』が約７割、『聞いてもらえていない』が約３割となっています。引き続き、あらゆる場面で当事者などの意見を聞く機会の充実や、こどもの権利を尊重し、こども・若者や子育て家庭を温かく見守る地域づくりを社会全体で推進し、こどもまんなか社会の基盤をつくっていくことが重要です。

具体的な取り組み

※年度ごとの具体的な事業内容については、各務原市総合計画実施計画書にも位置付けます。

① こどもの権利に関する理解促進

取り組み

01

こども・若者への
こども基本法・こ
どもの権利の周知

こども・若者がこどもの権利について理解し、いじめや虐待など困難を抱えたときに助けを求める方法などを学べるよう、人権啓発や人権教育を推進するとともに、情報提供を行います。

主な
事業

- ◆学校における人権教育
- ◆各務原市人権施策指針に基づく人権教育・啓発事業
- ◆こどもの権利について発信するウェブサイト等の作成

02

こどもの権利を守
る社会気運の醸成

こども・若者に関わる大人がこどもの権利について理解を深め、こどもが一人の個人として尊重される存在であることを意識できるよう、市民全体に対する人権啓発活動を推進します。

主な
事業

- ◆各務原市人権施策指針に基づく人権教育・啓発事業（再掲）

② こども・若者の意見表明機会の充実

取り組み

03

重点

こどもの意見表明
のしくみづくり

こども・若者が権利の主体であることを広く社会全体に周知します。また、こども・若者の意見を市政に反映することができるよう、意見表明の機会の充実を図ります。

主な
事業

- ◆市長への提案箱
- ◆まちづくりミーティング
- ◆庁内における「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン」の周知
- ◆こども・若者が意見を表明するウェブサイトの設置

施策2 こどもの多様な居場所づくり

現状と課題

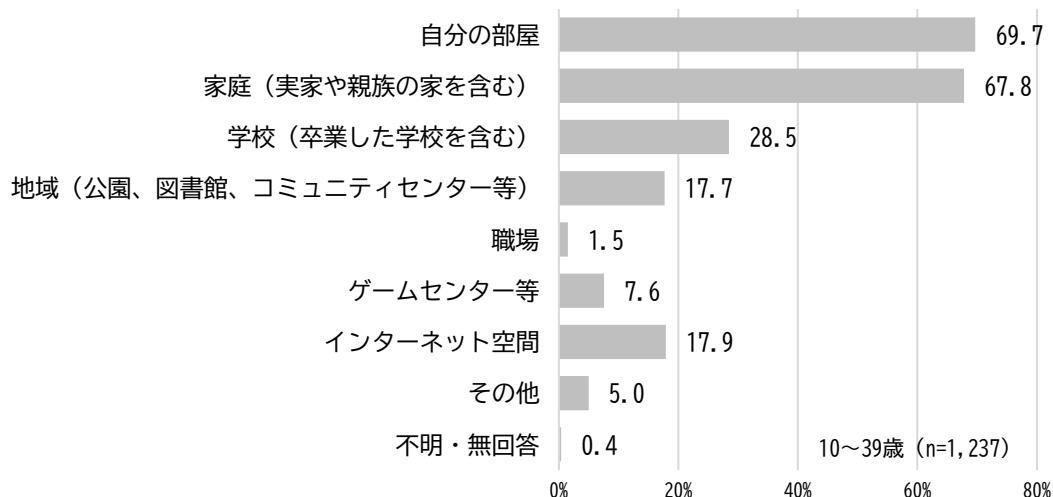
居場所を持つことは、自己肯定感や自己有用感に関わるなど、すべての人にとって生きる上で不可欠な要素です。一方で、社会構造や経済構造の変化により、こども・若者が居場所を持つことが難しくなっています。

国では、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を閣議決定し、物理的な「場」だけでなく、遊びや体験活動、オンライン空間なども含め、こども・若者の視点に立った居場所づくりを推進しています。

こども・若者調査では、居場所となっている場は自分の部屋や家庭がそれぞれ約7割を占めています。一方で、こども・若者のために市に必要な取り組みとして約4割が「こどもや若者同士が集まったりして自由に過ごせる場を増やす」と回答しています。また、若者ワークショップでは、こども・若者自身が遊びや勉強ができたり、安心して過ごせたりする場所を求める意見が多く挙げられました。

すべてのこども・若者が安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、さまざまな学びや、社会で生き抜く力を得るための糧となる体験活動や遊びの機会に接することができるよう、多様な居場所づくりへの取り組みが必要です。

■居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所など）になっている場所



資料：こども・若者調査

① こども・若者の多様な居場所づくり

主な取り組み

04

放課後の居場所づくり

放課後を活用し、遊びやものづくりなどを通して、こどもと地域の大人がふれあえる場をつくれます。また、仕事などの都合により放課後等にこどもだけになる家庭の児童に遊びや生活の場を提供し、見守ります。

主な事業	◆放課後子ども教室事業 ◆放課後児童健全育成事業
------	-----------------------------

05

多様な居場所づくり

重点

子ども館や図書館などのこどもの居場所となっている施設を整備することに加え、地域においても安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進します。

主な事業	◆子ども館運営事業 ◆子ども食堂・子ども宅食支援事業 ◆子ども会等地域活動の支援 ◆スポーツ少年団の育成 ◆図書館の整備 ◆子ども館の整備
------	--

06

公園・子ども広場等の整備

こどもの遊び場の確保や、親同士・地域住民の交流機会の創出に資する都市公園や体育施設等を整備します。公園の新設やリニューアル整備等に合わせ、地域ニーズを把握した上で、ベビーシート・ベビーチェア等を備えた多目的トイレを整備します。また、遊具等の定期的な点検及び修理を行い、事故防止に努めます。

主な事業	◆公園・子ども広場等の整備 ◆公園整備に伴う多目的トイレの整備 ◆公園施設の維持管理 ◆体育施設の整備
------	--

② 遊び・体験の場の充実

主な取り組み

07

こどもの読書体験の推進

読書によって自ら学ぶ楽しさを知り、自立して、人生をより深く生きる力を身につけることができるよう、こどもの読書活動推進のための啓発やさまざまな本に触れる機会の提供を行います。

主な事業	◆各務原市こどもの読書活動推進計画事業 ◆ふれあい絵本デビュー事業
------	--------------------------------------

主な取り組み

08

多様な体験機会の充実

こどもが学びを深め、社会で生き抜く力を得られるよう、講座やイベントなどを通じて多様な体験活動や遊びの機会をつくります。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆寺子屋事業（ものづくり見学事業、福祉体験学習事業） ◆少年自然の家子ども・家族ふれあい体験 ◆ライフデザインセンター子ども対象講座 ◆スポーツげんき祭（スポーツ体験教室） |
|------|---|

09

歴史・文化に関する体験活動の充実

こどもが地域に対する誇りや愛着を持つことができるよう、地域の歴史や文化に直接触れ、楽しく学ぶ機会をつくります。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆寺子屋事業（ふるさとの歴史発見事業） ◆夏休み小学生歴史教室 ◆村国座子供歌舞伎 |
|------|---|

指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
市の取り組みにおいて、こども・若者の意見を聴いてもらえていると思う小中学生の割合	74.5% (R6)	UP
市民のアイデアや意見が市政に反映されていると思う中高生の割合	17%	UP
人権を尊重しあえていると感じる市民の割合	66.5%	UP
放課後児童クラブ待機児童数	0人	0人維持
近くで行きたくなると思う公園がある中高生の割合（総合計画）	新規 (R7市民満足度調査)	UP

施策1 母子に対する健康支援

現状と課題

近年は、核家族化の進行や晩婚化、若年妊娠など出産を取り巻く状況が変化してきており、産前産後の身体的・精神的に不安定な時期に家族等の身近な人の助けが十分に得られず、不安や孤立感を抱いたり、うつ状態の中で育児を行ったりする母親が少なからず存在している状況です。

母子の健康づくりはこどもの安定した育ちに重要な要素であり、妊産婦や乳幼児等が安心して健康な生活ができるよう、各種健診や相談、必要な情報提供や産前・産後のサポートを一体的に切れ目なく行っていくことが重要です。本市では、令和6年4月に「母子健康包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」を一体化した「こども家庭センター」を開設し、関係機関と連携しながら妊娠期から子育て期まで切れ目のない総合的な支援を行っています。

国では令和3年4月に「母子保健法」を改正し、産後ケア事業の実施が位置づけられました。本市においても、令和2年度から産後ケア事業を開始しています。今後も、必要とする産婦が産後ケア事業を利用できるよう推進していく必要があります。

具体的な取り組み

① 妊娠期から乳幼児期を通した支援

主な取り組み

10

妊婦健康診査等の推進

妊娠中の異常を早期に発見し、妊婦の健康管理を図ることを目的に妊娠届出時に健康診査受診票を交付し、定期的な受診を勧めます。早期に治療へ結びつけることで、母性の健康の保持増進を図るとともに、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できるよう支援を行います。

主な事業
◆妊婦健康診査事業
◆妊婦歯科健診事業

11

産後ケア事業の提供と産前産後の支援の充実

産婦・新生児の健康確保及び子育てにかかる経済的な負担の軽減を図ります。また、産後ケアを必要とする産婦・乳児に対して、心身のケアや育児のサポートを行います。

主な事業
◆産後ケア事業
◆マタニティ広場事業
◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業

12

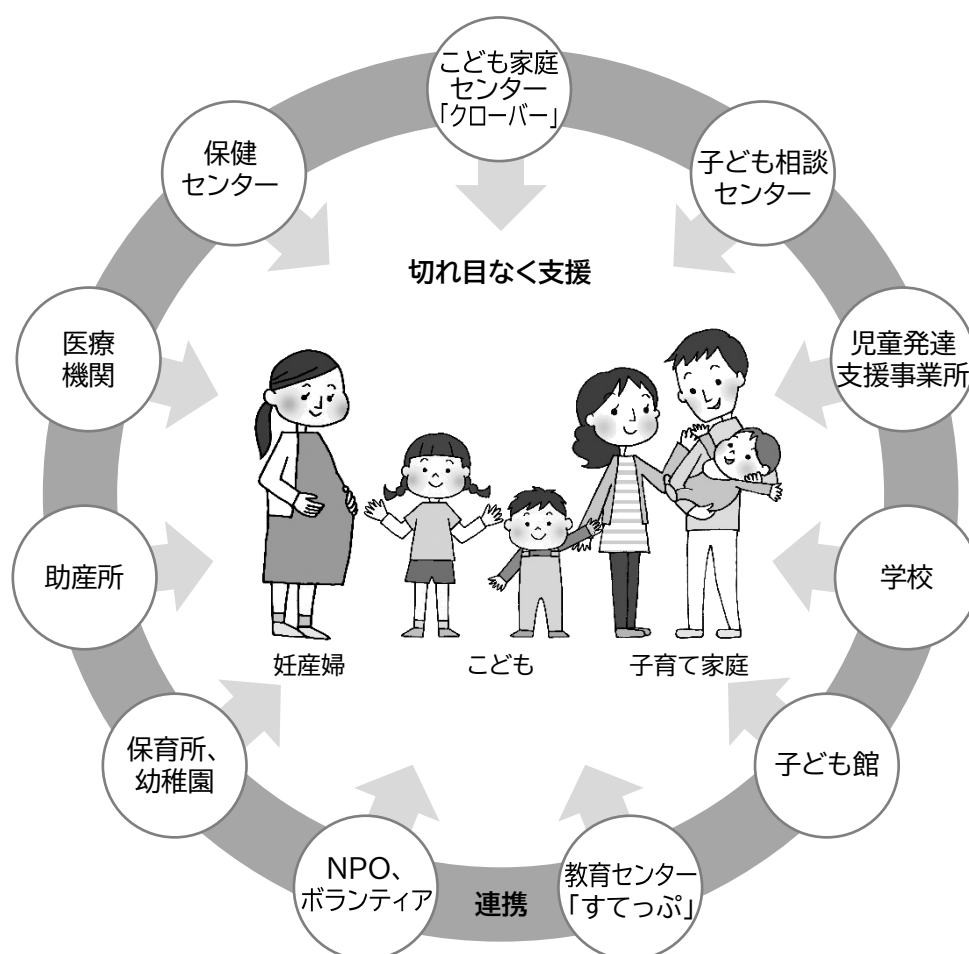
乳幼児健診等の推進

妊婦、乳幼児への健診事業の充実、予防接種事業により、乳幼児の発育・発達を確認するとともに、病気や発達の遅れを早期に発見し、医療機関等につなげます。また、健やかな成長のために必要な指導を行い、育児の相談や助言を行います。

主な事業	◆乳幼児健診事業 ◆2歳児歯科教室 ◆幼児フッ素塗布 ◆新生児聴覚検査助成事業 ◆のびのび測定 ◆ことばの相談 ◆予防接種事業
------	---

PICK UP 妊娠期から子育て期、こども本人への切れ目のない支援

すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、関係機関と連携による切れ目のない相談・支援を行います。



② 相談体制の充実

主な取り組み

13 重点 妊産婦の相談支 援の充実

すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、予防的な観点から母子保健施策と子育て施策を一体的に提供することを通じて、妊産婦等の健康の保持増進に関する包括的な支援を実施します。また、妊娠期から出産、子育てまで一貫して相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援の充実を図ります。

主な 事業

- ◆こども家庭センター（クローバー）の運営
- ◆妊婦の健康相談事業
- ◆母と子の健康相談（保健、栄養、発達の各種相談事業）
- ◆母乳育児相談
- ◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）

14 重点 訪問相談事業の 充実

赤ちゃんが生まれた家庭に対して、赤ちゃん訪問事業を実施します。全ての家庭に対して、専門職によるよりきめ細やかな対応を行い、育児の孤立化、虐待の予防を図ります。

主な 事業

- ◆赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業）
- ◆訪問指導事業
- ◆母子保健推進員活動の充実

15 重点 母子保健のデジ タル化の推進

妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して、切れ目のない包括的な相談・支援を行うため、電子版母子健康手帳など、母子保健のDX導入を行い、保護者の不安軽減や利便性の向上を図ります。

主な 事業

- ◆母子保健DX化推進事業

施策2 こども・若者の健康づくり

現状と課題

近年、成長期のこどもにとって必要不可欠と言われている基本的な生活習慣に乱れが見られ、その乱れは学習意欲や気力・体力の低下につながるだけでなく、さまざまな問題行動の要因ともなります。幼児期の段階から継続的に健全な基本的な生活習慣を身につける必要があります。

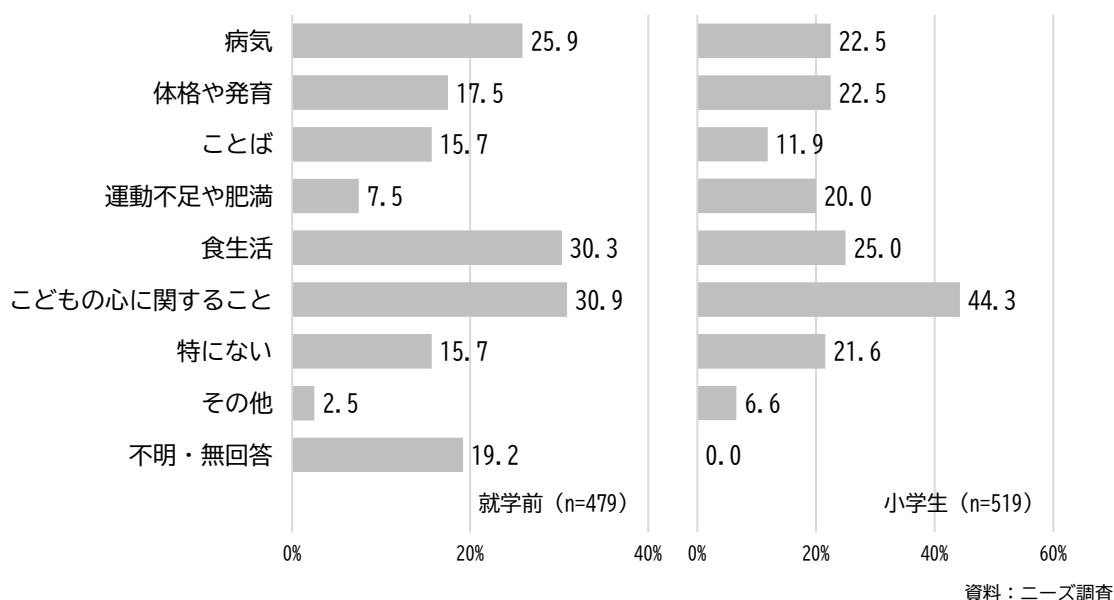
また、わが国の若年層の死因に占める自殺の割合は高く、令和4年10月に閣議決定された「自殺総合対策大綱」ではこども・若者の自殺対策が重点施策に位置づけられました。

こども・若者調査によると、こども・若者が感じる将来に対する不安は、進路・進学のこと、お金のこと、就職・仕事のこと、友だちなど人間関係のことなど多岐にわたっています。悩みや不安の相談先は親や友だちなど身近な相手が大半を占めており、公的機関や専門家などは1割未満となっています。さらに、誰にも相談したくない・していないこども・若者も一定数存在することが分かります。

ニーズ調査では、こどもの病気や健康、発育に関して日常悩んでいることとして、こどもの心に関することと回答した割合が最も高くなっています。

家庭、学校・園、地域、企業、行政などが連携し、こども・若者の不安や悩みを受け止め、寄り添い、支援することが重要です。

■子育てに関して日常悩んでいること、気になること（こどもの病気や健康、発育に関すること）
（就学前） （小学生）



① 体力と健康づくり

主な取り組み

16

食育の推進

妊婦と乳幼児が心身ともに健康に過ごせるよう、マタニティ広場、乳幼児健康診査等での食育、食についての相談支援を実施します。さらに、こどもたちが食に対する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、食育の日、学校給食週間等を活用して行事食や郷土料理などを保育所、学校給食で提供し、地産地消や食文化を伝える取り組みを実施します。

主な事業 ◆妊娠期・乳幼児期における食育の推進・相談支援
◆保育所・学校における食育の推進

17

小児生活習慣病の予防

学校と学校医部会が連携・協力し、小児生活習慣病予防対策事業（夏休み健康教室、小児生活習慣病検査（血液検査）、学校別指導、健康講話）を実施し、児童生徒の健康保持を推進します。

主な事業 ◆小児生活習慣病予防対策事業

18

学校や地域におけるこどもの体力向上

学校における保健体育の授業、委員会活動や保健だよりの発行等を通じ、児童生徒への食育指導や保健指導を実施します。また、こどもの体力向上に向け、地域の各種団体と連携を図りながら、スポーツに親しむことができる環境を整備します。

主な事業 ◆保健体育の授業と体力づくりの充実
◆スポーツ少年団の育成（再掲）
◆部活動地域移行事業

19

性や妊娠に関する知識の普級啓発

将来の妊娠のための健康管理を促す「プレコンセプションケア」を普及啓発し、若い世代が将来の妊娠や体の変化に備えて自分の健康に向きあえるよう支援します。また、学校において保健体育の授業などにより、性と健康に関する教育や啓発を推進します。

主な事業 ◆女性のための健康相談
◆性と健康に関する教育や普及啓発

②こころの健康づくり

主な取り組み

20

学校における相談体制の充実

悩みや問題を抱えた児童生徒が相談できる環境を整えます。また、学校や関係機関と連携し、SNS や各種事業等を通して相談窓口を周知し、相談しやすい体制づくりに取り組みます。

主な事業

- ◆教育センター「すてっぷ」
- ◆心の教室（相談体制の充実）
- ◆「SOS の出し方に関する教育」の実施

21

重点

悩みを持つ子ども・若者に対する相談支援体制の充実

訪問支援、相談支援や居場所づくりなど、さまざまな支援施策を通じて、子ども・若者や子育て当事者が抱える不安や悩み、課題の解決に取り組みます。

主な事業

- ◆少年センター「ほっとステーション」の運営
- ◆各務原市人権施策指針に基づく人権教育・啓発事業
- ◆市民相談運営事業（消費生活相談・多重債務相談）
- ◆孤立・孤独に陥る人への相談支援・アウトリーチ支援
- ◆生活相談支援センター「さぼーと」

指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
妊婦健康診査受診票利用率	71.5%	UP
4か月健康診査未受診対応率	100%	100%
こども家庭センター「クローバー」の認知度	29.7%	UP
全国統一基準の体力テストにおいて高評価を得た児童生徒の割合	小 28.6% 中 50.7%	小 35.0% 中 52.0%
自殺死亡率（人口10万対）	15.1	12.0

こども・若者が自分らしく成長・活躍できる 環境・機会づくり

施策1 幼児期までの教育・保育の充実

現状と課題

令和5年12月に閣議決定された「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」では、こどもの生誕前から幼児期までは、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期であるとされており、幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。

本市では、出生数は減少傾向にあるものの、低年齢児における保育ニーズの増加、利用ニーズの増加など、各種支援サービスに求められる事項は増加・多様化しています。また、ニーズ調査によると、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、保育サービスの充実と回答した割合が最も高くなっています。サービスの充実や人材の確保に努める必要があります。

幼児教育・保育の質の向上を図ることを通じて、特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人一人のこどもの健やかな成長を等しく、切れ目なく支援していくことが重要です。

具体的な取り組み

① 保育サービスの充実

主な取り組み

22

重点

保育内容の充実

多様化・複雑化する保護者の保育ニーズに対応するため、さまざまな方策により、保育の質を損なうことなく、適正に教育・保育定員を確保するとともに、保育士が働きやすい環境の整備を推進します。また、保育所・幼稚園が認定こども園へ移行する場合は、必要な体制づくりを支援します。

主な 事業

- ◆保育内容の充実
- ◆延長保育事業
- ◆一時預かり事業
- ◆病児・病後児保育事業
- ◆障がい児保育事業
- ◆幼稚園や保育所における安全・安心な給食の提供
- ◆適正な教育・保育の量の確保
- ◆こども誰でも通園制度
- ◆幼稚園預かり保育事業
- ◆保育人材確保事業

23

幼児教育・保育と 小学校教育の円 滑な接続

幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るため、幼保小連携研修会や幼保小連絡会を開催します。また、認定こども園、保育所、幼稚園から小学校、中学校への各段階の環境変化に対応し、こどもが学校生活に適應できるよう、円滑な接続を進めて行くために園、学校間の相談事業を実施し、連携を強化します。

主な
事業

◆幼保小連携事業

24

保育所等の整備

公立保育所において、老朽化した施設の整備やトイレの洋式化、空調改修等の環境改善整備を行い、児童に安全で快適な保育環境を提供します。また、私立保育所等が老朽化のために行う改修工事等や、民間企業が企業内に保育所施設を開設するための費用の一部を助成します。

主な
事業

- ◆保育所等の整備（公立）
- ◆施設改修費補助事業（私立）
- ◆民間企業内保育所開設支援事業

施策2 安心して学ぶことができる学校づくり

現状と課題

社会経済情勢の変化に伴い、こどもたちを取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒のたくましく生き抜く力や可能性を引き出すためには、確かな学力の育成や新しい学習スタイルの創造にさらに取り組む必要があります。また、学校はこどもたちが集団生活でさまざまな課題に直面する中で、自らの役割や責任を自覚し、友人関係や遊びを通じて協調性や自主性を身につける場として大切な役割を担っています。家庭・地域・学校が連携し、こどもや学校の状況に応じた特色ある教育活動を推進していく必要があります。

さらに、学校は児童生徒が生活の多くの時間を過ごす場であり、さまざまな状況にある児童生徒が安心して過ごせる環境づくりが求められます。一方で、いじめ認知件数や不登校児童生徒数は全国的に増加傾向にあり、令和4年では過去最多となっています。本市では、適応指導教室を設置し、学校復帰や社会的自立を目指した指導を進めています。

児童生徒の抱える課題や悩みに寄り添い、いじめの根絶や不登校生徒の支援に取り組む必要があります。

具体的な取り組み

① 教育の充実と環境の整備

主な取り組み

25

確かな学力の育成

教職員の指導力の向上やICTの効果的な活用も含め、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の改善を図ります。また、児童生徒の学力向上や身辺自立などを指導・支援する夢づくり講師やKET（各務原英語指導助手）等を効果的に活用し、教科の専門性を活かした指導の推進と学習の改善を図ります。

主な事業

- ◆指導計画の改善・充実
- ◆学校における教育の充実
- ◆英語指導助手（KET）による英語教育の実施
- ◆寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」）
- ◆道德教育の充実

26

地域とともにある学校づくりの推進

学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていく、コミュニティ・スクールの推進を通して、学校、家庭、地域がこどもに願う姿を共有し、地域全体でこどもを育む取り組みの充実を図ります。

主な事業

- ◆コミュニティ・スクール事業
- ◆部活動地域移行事業（再掲）
- ◆放課後子ども教室事業（再掲）

主な取り組み

27 重点 特別支援教育の 充実

学校等におけるインクルーシブ教育システムの実現に向けて、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の教育を支援する教育アシスタントの配置や、関係者などとの連携による一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実などを推進します。

主な事業	◆特別支援教育アシスタントの配置
	◆教育支援委員会の開催
	◆夢づくり講師配置事業

28 重点 いじめ防止対策 の強化

いじめ防止対策推進法に基づき、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進を行います。

主な事業	◆スクールカウンセラーの配置・連携
	◆スクールソーシャルサポーター配置事業

29 重点 不登校児童生徒 への支援

悩みや問題を抱えた児童生徒が相談できる環境を整えるとともに、保護者へのサポートを行い、継続して支援します。また、不登校児童生徒の安心できる居場所となるよう、教育支援センターを設置するとともに、通室している児童生徒の主体性を重視し、社会的自立を促すことができる指導を行います。

主な事業	◆教育センター「すてっぷ」
	◆心の教室
	◆不登校相談
	◆教育支援センターでの相談及び適応指導の実施
	◆不登校対策・学びの場の保障
	◆スクールソーシャルサポーター配置事業（再掲）
	◆子ども会育成協議会交流事業

② 学校における指導・運営体制の充実

主な取り組み

30 教員の働き方改 革や指導・運営体 制の充実

一人一人のこどもの可能性を伸ばしながら、教職員が本来求められる役割に対してその力を存分に発揮できるよう、学校における働き方改革や業務改善、指導・運営体制の充実の一体的推進を図ります。

主な事業	◆学校における働き方改革や業務改善、指導・運営体制の充実
------	------------------------------

31 不適切指導等の 根絶

学校職員に対して、不適切指導や体罰の防止、男女共同参画などに関する教育を行うことにより、コンプライアンスを徹底します。またこどもへのアンケートの実施により、こども視点での情報を収集し、早期対応を行います。

主な事業	◆教職員研修事業
	◆男女共同参画研修
	◆性暴力・性犯罪等に対する対策の強化

施策3 こども・若者が活躍できる機会づくり

現状と課題

近年は技術の進歩や社会環境の変化が大きく、将来の予測が困難な時代となっており、こども・若者が性別に関わらず、自らの生き方を考え、選択・決定できる力を身につけることが重要です。

さらにはグローバル化が進む中で国籍、文化、習慣、考え方等の違いを認めあい、互いの人権を尊重し、共生していく意識をはぐくんでいくことが重要となっています。

こども・若者調査によると、自分の将来について明るい希望を持っているかについて、『思う』が約8割を占める一方で、約2割は『思わない』となっており、進路・進学のことやお金のこと、就職・仕事のことに不安を抱えているこども・若者の割合が高くなっています。

こども・若者が将来に明るい希望を持ち、活躍できるよう、こども・若者の活躍を支援する教育や体験機会、情報提供などに取り組む必要があります。

具体的な取り組み

① 国際交流の推進と可能性を広げるための知識の充実

主な取り組み

32

国際交流の推進

各務原国際協会等と連携し、多文化共生や国際交流に対する意欲醸成を図るとともに、グローバルな視点で世界を眺め、ふるさとの良さを再発見するなど、多様な見方や考え方を育みます。

主な事業

- ◆国際交流料理教室、英会話教室、小学生米国派遣事業
- ◆中学生海外派遣事業
- ◆英語指導助手（KET）による英語教育の実施
- ◆レッツ・トライ・イングリッシュ事業

33

男女平等教育やジェンダーアイデンティティの理解の促進

すべてのこども・若者が性別にとらわれることなく、社会や地域に参画できるよう、男女共同参画に関する知識の普及を行います。また、市民が多様な性のあり方を理解し、認めあえるよう、ジェンダーアイデンティティに対する理解を深めるための啓発を行います。

主な事業

- ◆学校における男女平等教育や女性活躍に向けた支援
- ◆各務原市人権施策指針に基づく人権教育・啓発事業
- ◆性的指向及びジェンダーアイデンティティに関する周知・啓発

34

消費者知識の普及啓発

消費者の権利と責任について理解するとともに、主体的に判断し責任を持って行動できるよう、消費者教育を推進します。

主な事業

- ◆消費者知識の普及啓発事業
- ◆消費生活相談
- ◆消費者教育の推進（主権者教育等の推進）

② ライフデザインを描くための支援

主な取り組み

35

ライフデザイン を描くための支 援

こどもが将来の夢を思い描き、自分の可能性を伸ばすことができるよう、職業や仕事への理解を深めたり、自らの進路を考えたりする体験機会や学習機会を提供します。

主な 事業

- ◆夢チャレンジ事業
- ◆中学校職場体験
- ◆キャリアパスポートの活用
- ◆寺子屋事業（ものづくり見学事業、福祉体験学習事業）（再掲）

施策4 若者の就労や結婚の希望を叶えるための支援

現状と課題

全国的な傾向と同様、本市においても出生数は減少し続けており、令和4年には839人と過去最少となっています。少子化の主な原因は未婚化、晩婚化であるといわれており、出会いの機会の減少や経済不安などが背景にあることが考えられています。

多様な価値観が尊重されることを大前提としつつ、結婚やこどもを持つことを望む若者がその希望を叶えられるよう、支援することが重要です。

具体的な取り組み

① 若者の雇用と経済的基盤安定のための支援

主な取り組み

36

若者の就労の支援

若者就労を支援するため、学校や市内企業と連携し、企業説明会やセミナーの実施や情報提供などを行います。また、各務原市地域職業相談室（シティハローワーク各務原）において、就学・就労困難等に関する相談を行い、必要に応じてハローワーク等の専門機関へつなぎます。

主な事業

- ◆学内企業説明会
- ◆雇用・人材育成推進協議会
- ◆ハローワークとの連携
- ◆保護者向けセミナー開催事業
- ◆高校生・大学生向け市内企業見学バスツアー

② 結婚やこどもを持つことを望む若者への支援

主な取り組み

37

結婚を望む若者への支援

重点

県、民間企業・団体などと連携し、結婚を希望する若者への出会いの場・機会を提供するための広域的な取り組みや、婚活セミナーなどに関する情報提供を行います。

主な事業

- ◆婚活支援事業の実施
- ◆結婚相談所の運営

施策5 安全・安心なまちづくりの推進

現状と課題

こども・若者が自分らしく成長し、活躍するためには、安全で安心して過ごすことができる良好な成育環境が必要不可欠です。しかしながら、こども・若者を巻き込む事故や犯罪は後をたちません。また、近年はインターネット利用の低年齢化が進み、こどもの健やかな成長を著しく阻害する有害情報も氾濫し、犯罪被害につながるといった重大な問題も起きています。

こども・若者自身が事故や犯罪から身を守るための知識を身につけるとともに、身近な大人がこども・若者を見守る取り組みが必要です。

具体的な取り組み

① 交通安全・防犯対策の推進

主な取り組み

38

交通安全教育の推進

こどもの生命・安全を脅かす交通事故などを未然に防ぐため、講習などを行い、交通安全についての正しい知識を伝え、安全意識を醸成します。

主な事業

- ◆交通安全教室
- ◆自転車安全教室
- ◆交通事故や事故防止情報の提供
- ◆交通安全広報活動の推進

39

通学路の安全対策の推進

こどもが交通事故や犯罪などの被害にあうことのないよう、横断歩道の待場や歩道への車両の進入を防止するため、防護柵を設置するとともに、保護者だけでなく、地域住民みんなでこどもを見守り、育てていく活動を推進します。

主な事業

- ◆通学路ふれあい活動事業の支援
- ◆「子ども110番の家」の充実
- ◆交通安全施設の整備

40

防犯対策の推進

こども・若者が犯罪被害にあうことがないよう、防犯上必要な場所に自治会と連携して防犯灯（LED）を設置するとともに、警察等と連携して、保護者や地域に不審者や犯罪の情報を提供することにより、地域全体の防犯意識を醸成します。また、ボランティアなどによる防犯パトロール活動を支援します。

主な事業

- ◆犯罪・被害情報の提供
- ◆地域安全活動・地域防犯活動の推進
- ◆防犯灯の設置
- ◆犯罪被害者等支援事業

② 安心・安全な環境の整備

主な取り組み

41

こどもを取り巻く有害環境対策の推進

こども・若者を有害な環境から守り、犯罪や事故にあわないようにするため、地域の環境の実態把握や有害図書の回収などを行います。また、こどもが安全かつ主体的にインターネットを利用できるよう、メディア・リテラシーの習得支援やこども及び保護者等に対する啓発、フィルタリングの利用促進、ペアレンタルコントロールによる対応などを推進します。

主な事業

- ◆違反簡易広告物の除却
- ◆白いポストの設置（有害図書類回収）
- ◆メディア・リテラシー教育

指標

項目	現状値	目標
	(令和5年度)	(令和11年)
保育所等利用待機児童数	0人	0人
90日以上欠席している児童生徒のうち、教育支援センターを利用した人数の割合	18.9%	20.0%
将来の夢や目標がある児童	67.7%	UP
出会いの機会があると感じる市民の割合	新規 (R7市民満足度調査)	UP
婚姻率	8.9%	9.5%
交通マナーが良いまちだと感じる市民の割合	42.5%	UP
地域ぐるみで青少年の健全育成が行われていると感じる市民の割合	47.0%	UP

施策１ 困難な状況にあるこども・若者への支援

現状と課題

障がいやヤングケアラー、ひきこもりなど、こども・若者を取り巻く問題は多岐にわたっており、さまざまな状況に置かれているこども・若者の現状を把握し、当事者の声を聴きながら取り組みに反映させていくとともに、家庭、学校・園、児童福祉施設、企業、地域などの相互協力や分野横断的な支援が求められています。

本市では、保育所等の入所において、障がいのあるこどもや医療的なケアが日常的に必要なこども（医療的ケア児）が増加しており、児童の症状や発達に合わせて発育・成育を支援しています。また、就学後においても、特別支援学級に在籍する児童・生徒や通常の学級で特別支援教室を利用する児童生徒、医療的ケア児が増加傾向にあります。本市におけるインクルーシブ教育システムの実現に向け、障がいのあるこどもや医療的ケアが必要な児童生徒に対し、望ましい教育環境を提供し、将来的な自立と社会参加に向けた能力を育む必要があります。

ヤングケアラーは、一般に本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満のこどもとされており、ヤングケアラーが抱える困難は、ケア内容そのものの負担だけでなく、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っている可能性もあるため、精神面を含めてこどもの将来に影響を及ぼす可能性が指摘されています。さらに、本人や家族に自覚がない場合や、言い出すことができないこどももあり、早期発見や切れ目のない支援につなげる取り組みが求められます。

ひきこもりは、その背景や要因、状況が複雑化、多様化しており、行政分野の広範に及ぶため、それぞれの専門分野における対応とともに、各分野を横断した関係機関の連携による対応が必要です。また、日常の身近な出来事がきっかけになることも多く、誰にでも起こり得るものという社会全体の理解や認識を深めて行くことが重要です。

また、本市の外国籍人口は増加傾向にあり、それにともない外国にルーツを持つこども・若者も増加しています。日常生活を送る上で文化や言語の違いが障壁にならないよう、児童及び保護者に対し日本語指導や多言語による情報発信など、こどもの学びや育ちを支えるための支援が必要です。

① 障がいのあるこども・若者の支援

主な取り組み

42

重点

障がいのあるこどもへの切れ目のない支援

障がいや難病、発達に特性のあるこども・若者やその保護者に対し、それぞれの状況に応じた切れ目のない支援を行います。また、関係機関との情報提供体制を強化し、適切な相談窓口の紹介など、よりの確な対応に努めます。

主な事業

- ◆乳幼児発達支援推進協議会事業の充実
- ◆すくすく応援隊事業の充実
- ◆障がい児保育事業
- ◆ことばの相談（母子保健事業）
- ◆特別支援教育の充実（再掲）
- ◆医療的ケア児支援体制の整備

43

自立支援の促進

「基幹相談支援センター」（すまいる）を中心に、相談・助言・訓練などを実施し、障がいのあるこども・若者の自立を支援します。

主な事業

- ◆基幹相談支援センター事業
- ◆自立支援事業
- ◆地域生活支援事業
- ◆障害児通所支援事業

44

経済的負担の軽減

国や県の制度の特別児童扶養手当等の手続きについての確実な情報提供を行います。障がい者への助成制度をはじめ、障害児福祉手当等を支給し、経済的負担の軽減を図ります。

主な事業

- ◆特別児童扶養手当の支給
- ◆重度障がい者医療費の助成
- ◆障害児福祉手当の支給
- ◆特別支援教育就学奨励費の支給

45

障がい児者施設の充実

福祉施設の適正な管理運営などを通して、障がいのあるこども・若者やその家族が安心して生活できる環境づくりに取り組みます。また、福祉の里の施設内整備を行い、活動しやすい環境を整えます。

主な事業

- ◆障がい福祉サービス事業者との連携
- ◆福祉の里整備事業

② ヤングケアラーやひきこもり状態にある若者の支援

主な取り組み

46

重点

包括的な支援体制の整備

LINE 相談窓口などの相談支援を行うとともに、ヤングケアラーを早期発見し、適切な支援につなげられるよう、社会的認知度の向上を目的とした周知・研修を実施します。また、既存の制度や福祉サービスでは支援が届かないことも・若者に対して適切な支援を届けるための支援体制の整備に取り組むとともに、分野にとらわれず、関係機関と連携して包括的な支援を行います。

主な事業

- ◆ヤングケアラー相談窓口
- ◆ヤングケアラーに関する周知啓発、研修事業
- ◆ひきこもり支援対策プラットフォームの運用

③ 外国にルーツを持つこどもの支援

主な取り組み

47

安心して過ごすことができる居場所づくり

日本語が話せない外国籍の児童生徒や外国にルーツを持つ児童生徒を対象に、日常の学校生活に困らない程度の初期指導や適応指導を行うなど、安心して過ごせる環境整備を推進します。

主な事業

- ◆Futuro 教室の運営
- ◆外国にルーツを持つこどもが参加できるイベントの開催
- ◆広報紙や申請書等の多言語化
- ◆外国籍のこどもに対する保育所等での配慮

施策２ こどもの虐待防止の強化

現状と課題

児童虐待は、こどもの心身に深い傷を残し、成長した後においてもさまざまな生きづらさにつながり得るものであり、どのような背景や思想信条があっても許されるものではありません。

児童虐待件数は、全国的に増加傾向にあり令和４年度では過去最多となっています。増加の背景にはさまざまな要因が考えられますが、社会の児童虐待に対する認識の高まりに伴い、通報・相談が寄せられやすくなった一方で、核家族化の進行や地域とのつながりの希薄化により、孤立した状況の中で子育ての困難に向きあわざるを得ない世帯が多くなっていることなどが指摘されています。

こうした状況を踏まえ、令和６年４月に「児童福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置や、支援を要するこどもや妊産婦等へのサポートプランの作成などを進める方向が示されました。

本市においては、児童虐待などの家庭児童相談件数は近年横ばい状態ですが、こども家庭センターの設置の伴い、相談体制の強化を図り、関係機関とも密に連携することで虐待の未然防止、早期発見、早期対応を行なっています。

社会的養護を必要とするすべてのこどもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう、引き続き、虐待の未然防止、早期発見に取り組むとともに、親子関係の形成支援や、伴走型の支援などに取り組む必要があります。

具体的な取り組み

① 虐待の未然防止と総合的な支援

主な取り組み

48	重点	こども家庭センター等において個々の家庭に応じた支援・相談等や関係機関と連携により、支援が必要なこどもの早期発見と早期支援に努めます。	
		虐待の未然防止と総合的な支援	主な事業 ◆家庭児童相談事業 ◆要保護児童対策及びDV対策地域協議会の充実 ◆基幹相談支援センター事業（再掲） ◆虐待の早期発見と予防に向けた取り組み及び事後支援の実施 ◆民生委員児童委員、主任児童委員との連携 ◆養育支援訪問事業 ◆子育て支援短期利用事業（ショートステイ・トワイライトステイ事業）

施策3 こどもの貧困解消の支援

現状と課題

こどもの貧困問題は、こども・若者の心身の健康、多様な生活経験、進学機会など、さまざまな側面に影響を及ぼします。また、そのような状況が「貧困の連鎖」を生むことも懸念されます。

国では、「こども大綱」において、「こどもの貧困を解消し、貧困による困難を、こどもたちが強いられることがないような社会をつくる」ことが明記されたことを踏まえ、令和6年6月に法律の題名に「貧困の解消」を入れることとし、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更するなど法改正が行われました。

本市で暮らすこども・若者が、生まれ育った環境によってその未来が閉ざされてしまうことがないよう、子育てや貧困を家庭のみの責任にするのではなく、地域や社会全体で支えるという意識を持って、こどもの貧困対策に取り組んでいく必要があります。

具体的な取り組み

① 教育機会の充実

主な取り組み

49 重点 教育支援の推進

こどもが家庭の環境に左右されることなく、学習意欲や学習習慣を身につけられるよう支援するとともに、自己肯定感や達成感の獲得につながる体験機会を充実します。生活困難度が高い世帯のこどもなどを早期の段階で発見し、生活支援や福祉制度につなげることができるよう、家庭環境等を踏まえた指導体制の充実を図ります。また、教育費の負担軽減を図ります。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | ◆スクールソーシャルサポーター配置事業（再掲）
◆寺子屋事業（基礎学力定着事業「ららら学習室」）（再掲）
◆就学援助費の支給
◆各務原市児童育成福祉助成金
◆保育料の無償化 |
|------|--|

② 生活の安定に向けた支援の推進

主な取り組み

50 子ども食堂への支援

地域のこどもやその保護者、高齢者等が集まって食事や交流をする場「子ども食堂」や「子ども宅食」を市内で運営する団体に対して、運営や開設に係る経費の一部を助成し、子ども食堂などの運営のための体制づくりを支援します。

- | | |
|------|------------------|
| 主な事業 | ◆子ども食堂・子ども宅食支援事業 |
|------|------------------|

51

保護者の就労支援

貧困の連鎖を断ち切るため、生活困難度が高い子育て世帯の保護者に対し、短期有期ではない定職、所得の増大につながる就労支援を行います。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆生活相談センター「さぽーと」の運営 ◆生活保護受給者への就労支援 ◆生活困窮者自立支援事業 |
|------|--|

52

重点

経済的な支援

各種手当の支給や助成制度などにより、生活困難度が高い世帯やひとり親世帯の経済的な負担の軽減を図ります。

- | | |
|------|--|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆生活困窮者自立支援事業（再掲） ◆児童扶養手当の支給 ◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付 ◆放課後児童健全育成事業（利用料の減免） ◆保育料の軽減 ◆副食費の免除 ◆母子家庭等医療費の助成 ◆父子家庭医療費の助成 |
|------|--|

53

保護者の妊娠・出産期からの切れ目ない支援

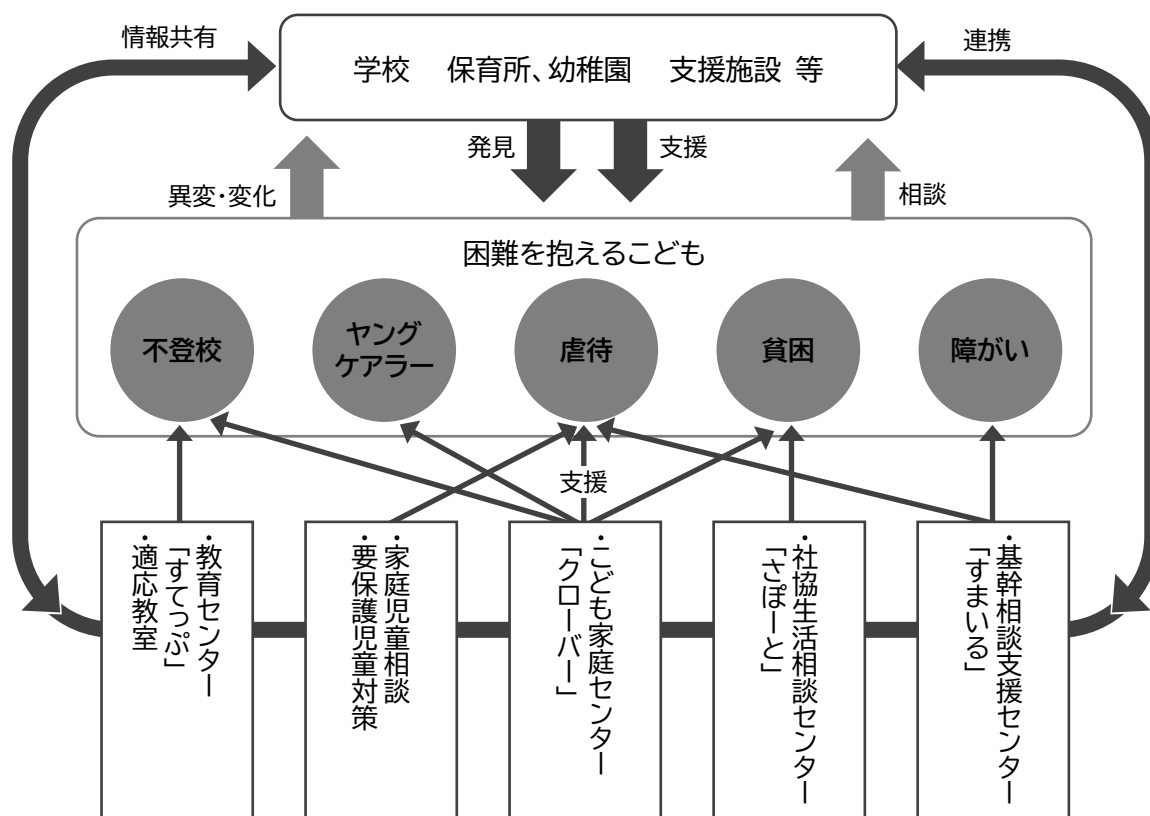
こどもの健やかな育ちのためには、親の妊娠・出産期からの良好な環境が必要なため、こども家庭センターをはじめ相談支援体制を充実し、家庭の状況を総合的に把握することで適切な支援につなげます。また、支援制度の情報が必要な人に届くよう発信します。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | <ul style="list-style-type: none"> ◆こども家庭センター（クローバー）の運営（再掲） ◆教育センター（すてっぷ）事業（再掲） ◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲） ◆赤ちゃん訪問事業（新生児訪問事業）（再掲） ◆訪問指導事業（再掲） ◆インターネットを活用した子育て支援情報の提供（再掲） |
|------|---|

PICK UP 困難を抱える子どもへの包括的な支援体制

さまざまな困難を抱える子どもを行政や関係施設が連携し、支援します。

子どもと多くの時間関わる施設と密に連絡を取り、情報を共有することで、早期発見し解決することに努めます。



指標

項目	現状値 (令和5年度)	目標 (令和11年)
障がい者相談支援事業基幹相談支援センター「すまいる」の認知度	24.2%	UP
外国にルーツを持つ子どもの学び場の増加	3か所	5か所
外国人市民調査における「お子さんまたはあなた自身の学校と進路における不安な点」について何かしら不安があると回答した人の割合	51.0% (R3)	30.0%
就労支援事業に参加した生活保護受給者の就労率（年間）	75.0%	82.5%
生活相談センター「さぼーと」の認知度	25.1%	UP

施策1 子育て支援の充実

現状と課題

核家族化の進行に加え、働き方や価値観の変化、地縁・血縁によるつながりの薄れなど、こどもと家庭を取り巻く社会環境の変化によって、子育て家庭の負担や不安の増大が課題となっています。子育ての負担軽減など家庭の状況に応じた支援が必要です。

また、家庭はこどもにとって生活の場であり、基本的な生活習慣や倫理観などを身につける場のひとつです。こどもの発達や成長に最も影響を与える家庭で、こどもの育ちをしっかりと支えていくためには、保護者がこどもの成長に応じた育児を学び、「親自身の成長」を促進することが大切です。

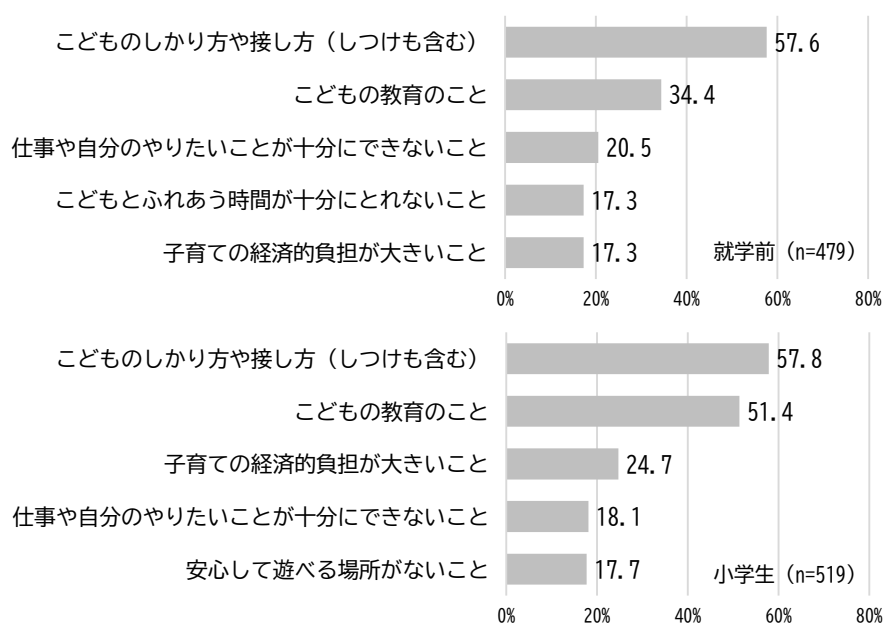
ニーズ調査によると、子育てに関して悩んでいることについて、こどもへのしかり方や接し方、こどもの教育のこと、子育ての経済的負担が大きいことと回答する割合が高くなっています。子育てに関して学習する機会や相談支援、経済的負担の軽減などの支援が求められています。

子育てに関する情報の入手方法については、広報紙と回答した割合が最も高くなっていますが、経年で比較するとSNS（市公式LINE）の割合が増加しています。また、情報の入手先がわからないという回答も一定数あります。

子育て家庭の育児力の向上に向け、子育てに関わる知識について学ぶ機会の提供を図るとともに、さまざまな媒体を活用した情報提供に取り組む必要があります。

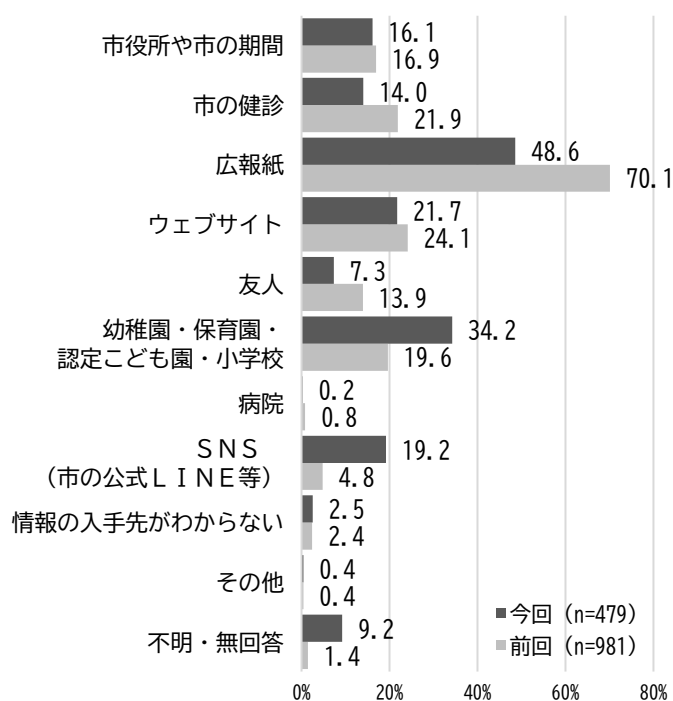
子育ての相談先に希望することとしては、こどもについて何でも相談できる総合的な窓口と回答した割合が最も高く、次いで専門的な機関が行う相談の場となっています。総合性と専門性の両方が求められています。

■子育てに関して日常悩んでいること、気になること（こどもの病気や健康、発育以外のこと）（上位5位を抜粋）

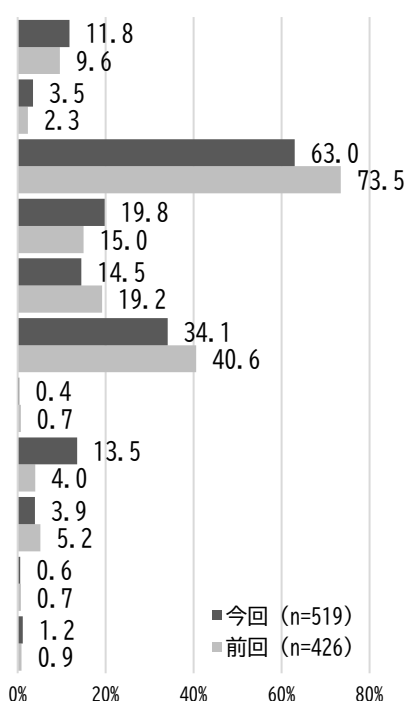


資料・ニーズ調査

■市の子育てに関する情報の入手方法
(就学前)



(小学生)



資料：ニーズ調査

具体的な取り組み

① 子育てに関する相談支援体制の充実

主な取り組み

54

重点

妊娠・出産・子育ての切れ目ない相談支援

妊娠期から出産、子育てまで切れ目なく相談できる場を持ち、必要な支援を受けることができるよう、母子保健と児童福祉の機能を集約した「こども家庭センター」の運用など、相談支援体制の充実・強化を図ります。

主な事業

- ◆こども家庭センター（クローバー）の運営（再掲）
- ◆教育センター（すてっぷ）事業（再掲）
- ◆各種相談事業（再掲）

55

子育て支援情報の提供

さまざまな媒体を活用し、行政サービスや相談先などの子育て支援に関する情報を必要な人にわかりやすく届けられるよう発信します。

主な事業

- ◆子育て応援サイト「ポケット」の充実（再掲）
- ◆インターネットを活用した子育て支援情報の提供（再掲）
- ◆子育て支援情報の提供（医療機関等への掲示）
- ◆子育てプチガイドの作成（再掲）
- ◆「各務原市こども計画」の公表（再掲）

② 子育てに関する学べる機会の充実

主な取り組み

56

子育てを学ぶ
場の充実

家庭において、こどもの育ちの段階に応じた育児が適切に行われるよう、各種講座などの学習機会を提供し、子育て家庭の育児力の向上を支援します。

主な
事業

- ◆子育て広場事業
- ◆子ども館子育て講座・講演会
- ◆ライフデザインセンター親子・子育て世代対象講座

③ 子育てに関する経済的負担の軽減

主な取り組み

57

重点
経済的支援の
充実

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、多子世帯の病児保育の無償化や就学に係る資金を支援します。

主な
事業

- ◆妊婦のための支援給付及び妊婦等包括相談支援事業（再掲）
- ◆幼児教育・保育の無償化
- ◆児童手当の支給
- ◆多子世帯の病児・病後児保育の利用料の免除

58

こども医療費
の助成

0歳から18歳の年度末までのこどもの通院・入院医療費（保険診療分の自己負担相当額）を全額助成し、子育て世代の経済的負担の軽減を図ります。

主な
事業

- ◆こども医療費助成事業

施策2 地域における子育て支援の推進

現状と課題

こどもと家庭を取り巻く社会環境の変化により、子育て家庭の孤立化が課題となっています。地域でこどもの成長を温かく見守り、子育て家庭を支える環境を整えるためには、親同士や地域との交流を充実させていくことが重要です。

本市では、地域において親子サロンや子育てサークル、子ども食堂・子ども食宅などによる子育て家庭の孤立や不安感の軽減、地域とのつながりづくり、居場所づくりなどの取り組みが進められています。

引き続き、地域で活躍する人材や団体などを支援するとともに、関係機関や地域等とのネットワークを強化し、地域と子育て家庭をつなぐ取り組みが必要です。

具体的な取り組み

① 地域における親子の居場所づくりの推進

主な取り組み

59



親子のふれあいの場の提供

子ども館や幼稚園、保育所など身近な施設などを活用し、こどもと保護者が一緒に遊べる場や地域の人と交流できる機会を提供します。

主な事業

- ◆子ども館運営事業
- ◆幼稚園の子育て支援事業
- ◆すくすく子育て広場（保育所）
- ◆保育所地域活動の推進

60

親子の交流拠点への支援

身近な地域において気軽に集い、子育て家庭の親子が安心できる居場所づくりを進めるため、親子サロンなどを運営する団体に対して助成や活動の周知などの支援を行います。

主な事業

- ◆親子サロン運営支援
- ◆子育てサークル活動支援
- ◆子ども食堂・子ども食宅支援事業（再掲）

61

地域におけるこどもの活動の促進

スポーツ少年団や子ども会活動、ふれコミ隊活動など、地域や関係機関等の協力によるこどもの地域活動を支援します。

主な事業

- ◆スポーツ少年団の育成（再掲）
- ◆子ども会等地域活動の支援
- ◆青少年の社会参加促進事業（ふれコミ隊）

② 地域ぐるみの子育て支援体制の強化

主な取り組み

62

重点

子育てボランティア活動の推進

地域の中で子育て家庭を支えられるよう、子育て家庭と地域住民の交流機会やボランティア活動を充実するとともに、地域のニーズに応じたさまざまな子育て支援を推進します。

主な事業

- ◆子育てボランティア「ばあば・じいじとあそぼう」
- ◆通学路ふれあい活動事業の支援
- ◆ファミリー・サポート・センター事業

63

地域の子育て支援力の発掘と養成

地域の子育て支援に関わる人材を確保するため、講座や研修会などを開催しその養成に取り組みます。また、新たな人材や団体を創出するため、幅広い市民に対して、地域全体で子育てを支える意識を啓発します。

主な事業

- ◆地域の子育て支援力の発掘と養成
- ◆ファミリー・サポート・センター事業研修会

64

各種団体やNPOとの連携

子育て当事者が安心して子育てができるように、関係団体やNPOと連携し子育てをサポートする体制の充実を図ります。

主な事業

- ◆まちづくり活動助成事業
- ◆NPO法人等への支援

施策3 子育てと仕事の両立支援

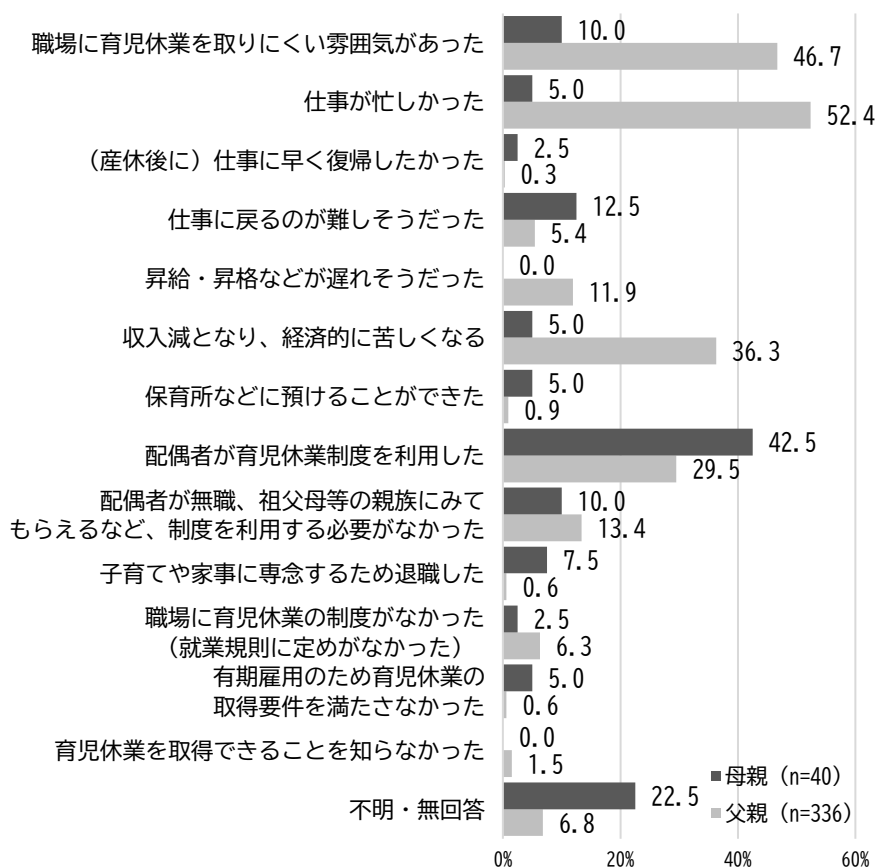
現状と課題

少子化の背景には、経済的な不安定さや仕事と子育ての両立の難しさ、家事・子育ての負担が依然として女性に偏っている状況などが指摘されています。全国的に結婚・出産後も仕事を続けたい人が増加し、共働き世帯が増加している中、その両立を支援していくことが重要です。

ニーズ調査によると、本市においても就労している母親は増加傾向にあります。一方で、子育ての辛さを解消するために必要なこととして、父親などの育児参加の割合が高くなっています。共働き・共育てを推進し、家庭内において育児負担が女性に集中している実態を変え、男性の家事や子育てへの参画を促進する必要があります。

国では、令和4年4月に「育児・介護休業法」を改正し「産後パパ育休制度」を位置づけ、仕事と育児の両立支援、父親の育児休暇の取得を促進しています。ニーズ調査によると、男性の育児休暇の取得について、経年で比較すると取得できている人は増加していますが、母親と比較すると低い状況となっています。取得していない理由として、仕事の忙しさ、職場の育児休業を取りにくい雰囲気を挙げており、職場等における理解の促進が必要です。

■育児休業を取得していない理由（育児休業を取得していないと回答した人のみ）（就学前）



資料：ニーズ調査

① 共働き・共育での推進

主な取り組み

65

重点

男女が共に輝く
都市づくり啓発

仕事と家庭の調和（ワーク・ライフ・バランス）の周知や性別による固定的な役割分担意識の解消を図るため、市民や企業に対して啓発を行います。

主な
事業

◆男女が共に輝く都市づくり啓発（意識の普及）

66

両立支援事業の
促進

子育て中や子育て後の女性の就労や、仕事と子育ての両立を支援するため、セミナーや企業説明会の開催や情報提供などを行います。

主な
事業

◆両立支援事業の促進（再就職準備講座の広報）
◆女性向けの合同企業説明会、企業見学会
◆ハローワークとの連携

施策4 ひとり親家庭への支援

現状と課題

ひとり親世帯については、子育てと仕事の両方を一手に担うことから、保護者の負担感が大きいことやこころのゆとりが持ちにくく、さまざまな面で困難に直面しやすい状況にあります。就労への支援、こどもの学習支援、相談機会の充実など、さまざまな側面から支援を進めていくことが重要です。

また、離婚成立前から実質的なひとり親としての生活が始まっている場合も多くあることから、早期かつ総合的な支援が求められます。

具体的な取り組み

① ひとり親家庭の自立の促進

主な取り組み

67

経済的負担の軽減

ひとり親家庭や生活に困窮している世帯などの生活を支援するため、各種手当等を活用し、経済的な不安定さを和らげ、生活基盤の安定を図ります。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | ◆児童扶養手当の支給（再掲）
◆母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付（再掲）
◆放課後児童健全育成事業（利用料の減免）（再掲）
◆保育料の軽減（再掲）
◆母子家庭等医療費の助成（再掲）
◆父子家庭医療費の助成（再掲） |
|------|---|

68

ひとり親家庭の自立支援

就労を希望するひとり親家庭の保護者に対し、就労につながる資格取得への支援や個々の状況に応じた就労支援を行います。また、市民相談窓口などにおける養育費に関する相談や、養育費に関する公正証書等作成に必要な経費を助成し、継続した履行確保を図ります。

- | | |
|------|---|
| 主な事業 | ◆高等学校卒業程度認定試験合格支援事業
◆ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業
◆高等職業訓練促進給付金事業
◆母子生活支援施設の活用
◆養育費の確保の推進 |
|------|---|

69

ひとり親家庭への支援制度等の情報提供

児童扶養手当現況届提出時に、受給者を対象に必要な支援制度について案内します。また、ひとり親家庭同士が交流や情報交換を行う機会を提供します。

- | | |
|------|---------------------------------|
| 主な事業 | ◆ひとり親家庭への支援制度の情報提供
◆仲良し親子の集い |
|------|---------------------------------|

項目	現状値	目標
	(令和5年度)	(令和11年)
この地域で、子育てをしていきたいと思う市民の割合	92.0%	UP
子育てしやすい環境が整っていると思う市民の割合	51.2%	UP
子育て講座の参加者数	384人	UP
子ども館への乳児の来館率(年間)	69.6%	80.0%
ファミリー・サポート・センター会員数	419人	430人
「社会全体の中で、男女の地位は平等になっている」と思う市民の割合	14.6%	20.0%
「家事の主な役割分担」について、「夫婦平等」または「家族全員」を選択した市民の割合	24.1%	37.0%
育児休業を取得しやすい雇用環境の整備の措置をしている事業所の割合	54.1%	UP